

昭和二十四年十一月十七日提出
質問 第五二二号

医療法実施に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月十七日

提出者 荻田アサノ

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

医療法実施に関する質問主意書

医療法全般の実施について、同法は猶予期間として、施行規則に原則として三年、病院の普及が充分でない地域については五年を與えているが、一部明年度の実施をひかえて、政府は病院、診療所等についてどのような準備をしているか、又猶予期間は延期する意思はないか。

右質問する。